

新旧対照表（案）

○神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例施行規則

新	旧
<p>第1条（略） （証明書等）</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設が発行する学生証で、本人の年齢又は生年月日が確認でき、かつ、<u>顔写真の表示があるもの</u></p> <p>（削除） （削除）</p> <p><u>（3）～（6）</u>（略）</p>	<p>第1条（略） （証明書等）</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設が発行する学生証で、本人の年齢又は生年月日が確認できるもの</p> <p><u>（3）健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証又は共済組合員証</u></p> <p><u>（4）国民年金手帳又は国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書</u></p> <p><u>（5）～（8）</u>（略）</p>